

議案第 92 号  
令和 4 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）

資料 2 高額介護サービス費相当額支払金の内容

1 事業概要

平成 12 年 4 月の介護保険制度開始以来、本市における高額介護サービス費の算定において、公費負担医療（難病患者に対する医療費の助成等）の対象者が訪問看護などの特定の介護保険サービスを利用した場合の自己負担額が合計に含まれておらず、過少支給となっていたことが判明しました。

過少支給となっているもののうち、介護保険法上の時効が到来していなかった令和 2 年 8 月以降のサービス利用分については、本年 8 月 26 日付で、対象者に対し、お詫びと追加支給のご案内を発送しており、順次支給する予定です。本事業は、時効が成立しているため介護保険法上の給付として取り扱うことのできない令和 2 年 7 月以前のサービス利用に対する高額介護サービス費未支給額に相当する額を、別途予算措置することで、追加支給しようとするものです。

なお、算定誤りの原因であるシステムの設定誤りについては、本年 7 月に改修対応を行いました。

2 高額介護サービス費相当額支払金の対象

- |                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| (1) 支給対象人数        | 約 110 人                              |
| (2) 支給総額          | 約 1,500 千円                           |
| (3) 対象となるサービス利用期間 | 平成 12 年（2000 年）4 月～令和 2 年（2020 年）7 月 |